

よこはま型若者自立塾 運営法人募集要項

横浜市（以下、「市」という。）では、長期にわたって不登校やひきこもり状態にあった若者（15歳から39歳以下）等を対象に支援を行う「よこはま型若者自立塾」（以下、「本事業」という。）を平成20年度から実施しています。

令和4年度をもって現運営法人による運営期間が満了となるため、令和5年度以降の運営法人を次のとおり募集します。

1 事業の概要

（1）よこはま型若者自立塾とは

長期にわたって不登校やひきこもり状態にあった若者（15歳から39歳以下）等を対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立に向けて、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直し、他人との関わり方の習得などを行い、若者の社会的、経済的自立を支援する事業です。

（2）事業の対象者

よこはま型若者自立塾の対象者は、原則として市内に居住する、長期にわたって不登校・ひきこもり・無業状態にあった15歳から39歳以下の者とします。

（3）利用者の参加期間等

利用者の事業への参加期間等は、次項を基準とし、各利用者及び運営法人等により協議の上で定めることとします。なお、利用者の参加期間等に関する管理は運営法人が行うこととします。

ア 利用者の事業への参加期間は、原則、最長6か月間とします。

イ 最長6か月間の期間内であれば、具体的な支援計画を立てることで、一時的な事業利用の休止及び再開を行うことができることとします。

（4）よこはま型若者自立塾スーパーバイザーの設置

よこはま型若者自立塾スーパーバイザー（以下、「スーパーバイザー」という）とは、事業利用者の支援方針の適正化を図るため、運営法人の支援員等に対し、第三者の視点から助言を行う者のことです。

スーパーバイザーは、本市職員以外の者で若者の自立支援に識見を有する者を本市が設置する予定です。

（5）事業内容

運営法人は次に掲げる業務、プログラムを実施します。

事業実施にあたっては、一人ひとりの状態に応じて支援を実施することとします。

ア 体験活動プログラムの実施

- ・自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直しなどを目的とした、農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動などの体験活動を実施します。
- ・実施にあたっては、通所型、宿泊型又はその両方で行うことを可とします。

- イ 利用者との面談の実施
 - ・利用者が事業に登録した後、その利用者の状態等について把握することを目的に面談を実施します。
- ウ 支援計画の策定
 - ・利用者との面談結果及び次項を踏まえ、支援計画の策定を行います。
 - ・支援計画の策定にあたっては、既に横浜市若者自立支援機関（青少年相談センター、地域ユースプラザ、地域若者サポートステーション）に登録がある利用者については、横浜市若者自立支援機関の担当支援者（以下、「担当支援者」という）の意見をもとに支援計画を策定するものとします。
 - また、横浜市若者自立支援機関に登録がない利用者については、スーパーバイザーの意見を取り入れながら策定するものとします。
- エ 利用登録の受付及び利用に係る相談対応
- オ 事業の効果検証の実施
 - ・効果検証の実施にあたっては、本人へのアンケートにより行うこととします。
- カ 支援検討会議の実施
 - ・事業利用終了後の支援方針等を決定することを目的として、運営法人は支援検討会議を実施することとします。
 - ・開催にあたっては、横浜市若者自立支援機関に登録がある事業利用者の会議については、担当支援者及びスーパーバイザー同席のもと開催することとし、事業利用終了後の支援方針等に関して、スーパーバイザーの意見を聞いたうえで、運営法人及び担当支援者が協議のうえ、決定することとします。
 - 横浜市若者自立支援機関に登録がない者の会議については、スーパーバイザー同席のもと開催することとし、事業利用終了後の支援方針等に関して、スーパーバイザーの意見を取り入れながら決定するものとします。
- キ 連絡調整会議の実施
 - ・市長と連絡調整を行うこと及び事業の実施状況についての報告を行うことなどを目的として、連絡調整会議を開催することとします。
- ク 報告書の作成
 - ・事業の利用を終了した利用者について、その利用者の状態変化等に関して記載した報告書を、担当支援者及び市長あてに提出することとします。
- ケ 他の若者自立支援機関との連絡調整
- コ 事業の広報・周知
 - ・事業利用者の確保を目的として、他の若者自立支援機関等に対し、事業の広報及び周知を行うこととします。
- サ 研修の実施
 - ・業務従事者に必要な研修を計画的に行い、その知識・技術の向上を図るものとします。
- シ その他自立支援事業として、市長が必要と認める事業を実施します。

2 事業実施にかかる基本的事項

(1) 補助事業

本事業は、運営法人に対し、事業運営にかかる経費を補助する方法で実施します。事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定書を市と運営法人との間で締結します。

(2) 事業の実施日数及び実施時間

- ア 事業の実施日数は、原則、週5日以上とします。
- イ 事業の実施時間は、1日あたり5時間以上とします。

(3) 実施体制

- ア 1(5) 事業内容に記載した事業及び業務を遂行するにあたり、責任者及び必要な支援員を配置してください。なお、事業の実施にあたっては、原則として、常時、責任者を1人、支援員を1人以上配置してください。
- イ 事務職員を1人配置してください。ただし、前号の支援員（責任者ではない者）と事務職員を兼務することはできないものとします。
- ウ 配置する責任者については、常勤職員をもってあて、業務従事者を指揮監督するようにしてください。なお、責任者は、事務職員を兼務することができるものとします。常勤職員とは、週5日以上、1日7時間30分以上の勤務をする者とします。
- エ 運営法人は、必要に応じて、他の事業や団体事務局等からの兼務及び応援等による職員を配置することができるものとします。
- オ 人件費については、3名分までを補助金の対象とすることができます。

(4) 利用料の徴収

- 利用料は、事前に、運営法人と市長とで協議の上、定めることとします。
- また、運営法人は、利用者に利用料を求める場合、当該利用者に対し、利用料の積算根拠を明示し、その同意を得るものとします。

(5) 運営経費

運営にかかる経費は会計年度ごとに市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。（金額は、予算状況等により、変動することがあります。）

<参考>

令和4年度の補助金の予算額は、18,451千円です。この中には、人件費、事務費、事業費（プログラム運営費、広報費等）等が含まれます。

令和5年度の予算額については、横浜市会での議決をもって決定します。令和4年度予算額から変更になる場合があります。

(6) 実施場所

本事業の実施場所は、1(5)に示す事業内容が実施可能な場所とし、既存の施設を借り上げる等により、事業者が横浜市内に確保するものとします。ただし、市外で短期間の支援を実施する場合は、市長と協議の上で、既述の横浜市内の実施場所に加えて、市外にも実施場所を設けることができるものとします。

なお、実施場所には、次の各号に掲げる機能を確保させるものとします。

- ア 農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動などの体験活動の実施が可能な機能
- イ 相談及び面談の実施が可能な機能及び相談者等のプライバシーの保護に配慮した機能
- ウ 青少年の自立及び社会参加に向けての情報を必要とする者が、その情報を容易に得ることができ、利用者同士が相互に情報交換できる機能
- エ 会議が実施できる機能
- オ その他青少年の自立及び社会参加に向けたプログラムの実施が可能な機能
- カ 青少年の自立及び社会参加の支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能

(7) その他

ア 保険の加入

- ・事業実施中における、万一の事態に備え、保険に加入してください。
- ・場所を使用する運営法人側で、施設賠償責任保険に加入してください。

イ 安全・衛生管理と緊急時の対応

- ・業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないようにしてください。
- ・実施場所の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保を図るとともに、財産等を保全してください。
- ・実施場所の衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止等、常に快適な利用ができる状態を保持してください。
- ・災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施してください。

ウ 保護者との連携体制を十分にとってください。

- ・緊急時の連絡体制等を確認するとともに、常に情報共有を行ってください。

エ 関係機関との連携・地域の理解促進

- ・事業の相互利用の促進等を目的として、必要に応じて他の若者自立支援機関との連絡調整を行ってください。
- ・地域への理解促進に努めてください。

3 法人選定に係る応募資格

法人選定に係る応募の資格は、次の各号にすべて該当する法人とします。

- (1) 原則として、子ども・青少年の自立及び社会参加に向けた支援及びそれに類する活動を概ね2年以上実施していること
- (2) 代表者又は役員が、以下の項目に該当しないこと
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- (6) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと
- (7) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合、その手続きを行っていること
- (8) 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続き中でないこと
- (9) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- (10) 本事業の実施にあたり、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・管理運営に不可欠な資格等や、経営基盤等が確保されていること

4 法人選定

(1) 運営法人選定の趣旨

本事業が、その機能を効果的に発揮できるよう、応募のあった法人の中から、適切な運営法人を選定します。

選定にあたっては、応募法人の提出する書類等及び応募法人によるプレゼンテーションとヒアリングを通じて、評価します。

(2) 選定の流れ

時期	手続き等
令和4年9月9日(金)	募集要項公表
令和4年9月9日(金)～9月20日(火)	質問受付
令和4年9月29日(木)頃	質問回答
令和4年9月9日(金)～10月14日(金)	応募書類の受付
令和4年11月17日(木)※	法人プレゼンテーション、運営法人の選定にかかる検討会、選定評価委員会開催
令和4年12月中旬	選定結果通知
令和5年1月から3月	業務の引継等

※開催時間については、応募法人に対し後日お知らせします。

(3) 質問及び回答

この要項に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 質問を行うことができる者

本要項中3の応募資格を満たす者とします。

イ 質問の方法

(2)の質問受付期間内に、電子メールにより受け付けます。

来庁及び電話による問合せには一切応じません。別紙の質問票(様式4)に、質問の要旨を簡潔にまとめて下記へ送信してください。

【質問送付先】

横浜市子ども青少年局青少年育成課 よこはま型若者自立塾事業担当

電子メールアドレス：kd-ikusei@city.yokohama.jp

※件名を「質問：よこはま型若者自立塾」としてください。

ウ 回答

令和4年9月20日(火)までに、提出されたすべての質問内容とその回答については、令和4年9月29日(木)頃に、横浜市ホームページにおいて公表します。(質問者の個人情報公表しません。)

質問への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

■横浜市子ども青少年局青少年育成課ホームページ

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/ikusei/jiritsushien/jiritujyuku.html>

(4) 応募方法

下記により、「応募書類一覧」に記載されている書類を提出場所まで直接御持参ください。

ア 提出書類

別紙「応募書類一覧」のとおり

※「1 事業者の概要・財務状況等」及び「3 各取り組みに関する書類」はフラットファイル1冊にまとめてください。

※「2 事業運営に関する書類」は様式を1部ずつフラットファイルにまとめ、10冊提出してください。

イ 応募書類受付期間及び時間

令和4年9月9日(金)～10月14日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から12時まで及び午後1時から午後5時までの間受け付けます。

※ 書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況によりお待ちいただくことがありますので、必ず事前に「8 問い合わせ先」に記載されている担当者まで御連絡いただき、日程調整の上、お越してください。

ウ 提出場所

横浜市庁舎13階 こども青少年局青少年育成課 (横浜市中区本町6-50-10)

エ 提出方法

事前に電話連絡の上、持参によりご提出ください。

オ 追加書類の提出

アの提出書類のほか、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

カ 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

キ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

ク 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

ケ その他留意事項

(ア) 応募書類を作成するにあたっては、よこはま型若者自立塾に係る要綱の内容を踏まえたうえで作成してください。罫線枠は拡大・縮小してもかまいませんが、外周に余白10ミリメートル以上をとり、所定の様式に収めてください。文字は注記等を除き、原則として11ポイント程度以上の大きさとし、できるだけ見やすい表現で簡潔に記述してください。

(イ) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(ウ) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。

- ・ 応募資格を有しないもの
- ・ 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (エ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(5) 選定に関する事項

ア 選定基準

運営法人の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。具体的な選定評価基準及び評価項目については、よこはま型若者自立塾法人選定に係る評価基準を参照して下さい。

- (ア) 横浜市青少年相談センター、地域ユースプラザ及び地域若者サポートステーションなどの相談支援機関や、地域で活動しているNPO法人等とネットワークを構築し、より効果的な若者の自立に関する支援が可能であると認められる法人であること
- (イ) よこはま型若者自立塾事業の趣旨について理解し、実施要綱及び本市が定める募集要項に沿った適切な事業提案を行い、かつその提案に基づいた運営が可能であると認められる法人であること
- (ウ) 若者の自立に関する支援への取組において良好な事業実績を有し、今後も安定した経営が見込まれる法人であること
- (エ) 今後、本市において若者の自立支援等を目的とした事業を実施する際、連携・協力のできる法人であること

イ 法人プレゼンテーション

応募法人から応募書類に基づきプレゼンテーションを実施していただき、検討会委員及び選定評価委員会委員によるヒアリングを実施します。

ウ 選定にかかる検討会

運営法人の選定にあたっては、外部の委員で構成される検討会を設置し、意見を伺います。

(留意事項)

応募法人が検討会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等をすることを禁じます。接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められた場合には失格とすることがあります。

エ 選定評価委員会

検討会開催後、本市職員で構成する選定評価委員会において、応募法人が提出した書類及び応募法人によるプレゼンテーションとヒアリング、検討会の各委員の意見書を参考に、採点を行います。

選定評価基準及び評価項目については、よこはま型若者自立塾法人選定に係る評価基準を参照して下さい。

オ 運営法人の選定

選定評価委員会の採点結果を参考に、市長が運営法人を選定します。

カ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果）は、応募申請者全員に文書により通知します。通知の時期は、令和4年12月中旬を予定しています。

通知は電子メールにより行います。

キ 選定結果公表

運営法人の選定後、選定状況の概要については、横浜市こども青少年局ホームページ等において公表します。

5 選定の効力

運営を開始してから3年目の本市会計年度の末日までとします（令和5年4月1日から令和8年3月31日）。

この間、運営法人は会計年度ごとに補助金交付申請を行うことができます。

毎年度交付申請書により事業目的及び内容の審査を行い、適正と認められる場合に補助金を交付します。また、運営期間中に、運営法人が次の事項に該当し、運営法人として適当でないと認める場合には、運営法人の選定を取り消し又は運営の停止を命じることがあります。

- (1) 事業運営にあたって、市との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 正当な理由なく、本市の指示に従わないとき
- (3) 補助金の不正受給があったとき
- (4) 事業実施中に利用者及び保護者等の信用を著しく失墜したとき
- (5) 事業の実施上、市と運営法人とが締結する協定に反する行為があり、そのことにより事業を継続することが困難なとき
- (6) その他運営法人として適当でないと市長が認めるとき

本募集要項に基づく運営法人の募集の成立は、本事業実施にかかる令和5年度の予算案が、横浜市会において議決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募にかかる経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

6 運営法人選定後の諸注意

(1) 補助金交付申請書類の提出、協定の締結等

運営法人として選定された後は、補助金交付を申請することができます。申請する場合、必要書類を提出していただき、申請された事業計画及び補助所用額等について、横浜市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

運営法人の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるものとします。ただし、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならないものとします。

また、事業実施にあたって、協定を締結していただきます。本件協定は、令和5年4月1日以降に協定書を交換することによって確定するものとします。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業

本事業において利用者に利用料を求めることとした場合、生活困窮状態等にある方が本事業を利用できなくなることを防ぐため、当該者の利用料を補填するための生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を実施していただく予定です。

なお、予算として、生活困窮状態等にある方の利用料及び事務費のみを見込んでおり、人件費及び事業費（プログラム運営費、広報費等）については含まない予定です。

令和5年度の予算額については、横浜市会での議決をもって決定します。

(3) 業務の引継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間（令和5年1月～3月）には、現運営法人（以下「現法人」という。）からの業務引継等、事業開始に必要な準備を行っていただきます。

また、引継ぎにあたっての個人情報の取扱い等については、市の指示に従い、適切に行っていただくものとします。

なお、準備業務にかかる人件費等の費用は、新法人が負担するものとし、横浜市は負担しません。

行っていただく業務は、概ね次のとおりです。

- ア 現運営法人からの引継ぎ業務
- イ 事業計画書等作成業務
- ウ 横浜市子ども青少年局との連携・調整業務

(4) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

7 個人情報の保護

事業の実施にあたっては、利用者の個人情報を取り扱うこととなります。運営法人等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年横浜市条例第6号 最近改正平成30年横浜市条例第8号）及び個人情報取扱特記事項の規定に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

8 問合せ先

横浜市子ども青少年局青少年育成課 よこはま型若者自立塾担当 石丸、松田
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
電話 045-671-2324